

# (仮称) 射水市内川情景条例策定支援業務 仕様書

## 1 委託業務の名称

(仮称) 射水市内川情景条例策定支援業務

## 2 委託業務の目的

本市では、近年、内川周辺エリアが観光地・移住先として注目されている状況を踏まえ、内川のブランド価値を高めながら「稼げる観光」、「関係人口の拡大」等を通じた地域経済の好循環等を生み出すため、令和6年7月に内川未来戦略会議を設置し、内川の価値や目指すべき未来像等について取りまとめた。

この中で、内川周辺エリアのビジョンとして「わざわざ暮らしたい奇跡の湊町、内川」を掲げ、4つの指針とアクションが示された。本指針のうち、「2 内川の情景を未来につなぐ」ために情景条例等の策定が示され、情景（≡景観）のルールづくりや内川の価値の言語化・共有、漁船などの象徴資産の維持・活用等の項目が挙げられ、令和7年度は、情景の価値共有のための講演会や景観誘導等に向けた基準の整理などを進めてきた。

このような状況に基づき、本業務では令和6～7年度の取組等を生かし、(仮称) 射水市内川情景条例の策定支援を行い、もって内川の情景を未来につなぐことを目的とする。

## 3 対象地域

射水市内川周辺エリアとする。

## 4 委託の期間

契約締結の日から令和9年3月23日まで

## 5 業務内容

### (1) 情景条例に必要な項目の整理

令和7年度までの検討事項や景観誘導に向けた制度のうち、情景条例に必要な項目を抽出し、条例制定の目的、建築物の景観誘導、まちなみ資源の保全・活用や啓発活動、公共施設等の項目ごとに整理する。

### (2) 情景条例の検討

(1)の結果及び現地調査や他都市の類似事例を参照しつつ、情景条例の構成案を精査し、同条例の制定を検討する。

### (3) 情景条例の運用に関する検討

情景条例に基づき、建築物の景観誘導やまちなみ資源の保全・活用などの運用方策を検討し、(仮称) 射水市内川情景条例規則等の運用ルールの検討を行う。

#### (4) 市民合意や条例策定手続支援

上記(1)~(3)、また、今年度実施する他の事業の内容も踏まえながら、(仮称)射水市内川情景条例策定検討委員会(以下「検討委員会」という。)への出席や、市民との合意形成(説明会やパブリックコメント等)及び条例制定に必要な庁内調整等の支援を行う。

#### (5) 報告書の作成

上記(1)~(4)の結果を踏まえ、報告書を作成する。

### 6 打合せ及び議事録の作成

業務を適正かつ円滑に実施するため、直接面談による打合せのほか、業務期間を通じて、随時電話、メールで相談、オンライン打合せを行う。また、業務の開始に当たり速やかに業務方針及び疑義事項の確認等のための打合せを行うとともに、業務の各段階において、進捗状況の共有などの打合せを行い、その都度議事録を作成した上で、提出すること。

- ・業務着手時打合せ…業務内容・進め方・工程の確認
- ・節目打合せ …各成果物の提出前後、各段階の終了時等に随時実施する。

※上記以外にも、必要に応じて随時打合せを行うこととする。

### 7 業務の工程

業務の工程(案)は次のとおりとする。

なお、業務着手時打合せで協議を行い、適宜修正を行うこととする。

月	内容等	備考
6月	・これまでの取組や他都市の事例の整理	契約締結
7月	・条例に必要な項目の整理	第1回検討委員会開催
8月	・条例の構成案の検討	第2回検討委員会開催
9月	・条例案の検討	条例構成案を議会説明
10月	・住民説明会の実施	
11月	・条例案の修正	第3回検討委員会開催
12月	・条例の運用に関する検討/規則の検討	条例(素案)を議会説明
1月	・住民説明会の実施	パブリック・コメント実施
2月		第4回検討委員会開催
3月	・報告書の提出	条例(案)を議会提出

### 8 成果品

- ①報告書(A4版、バインダー2部)
- ②報告書電子データ一式

## 9 委託料の支払

業務委託の完了を確認した後、請求書を受領したときは、本市は受託者に対し請求があった日から起算して30日以内に一括して委託料を支払うものとする。

## 10 再委託

本業務の再委託に関して次のとおりとする。

- (1) 受託者は、原則、本業務を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ再委託する業者名、理由等について、事前に書面により本市の承認を得た場合は、この限りでない。
- (2) 受託者は、再委託先の行為について、全責任を負うこと。
- (3) 再委託を受けた者及びその業務従事者も、受託者と同様、本仕様書で要求している事項を遵守すること。

## 11 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様とする。

## 12 個人情報の保護

受託者は、事業を履行する上で個人情報を取り扱う場合、射水市個人情報保護法施行条例を遵守しなければならない。

## 13 その他

- (1) 本仕様書に明示されていない事項について疑義が生じた場合は、その都度本市と協議の上、決定すること。
- (2) 本業務は、本仕様書によるほか、関係法令等を遵守し、各種許認可などが必要な企画に関しては事前に必ず許認可を得ておくこと。
- (3) 成果物について、第三者の著作権・肖像権その他の権利（以下「第三者の権利」という。）を侵害することがないよう業務を実施するとともに、成果物が第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題については、一切の責任を負うこととする。
- (4) 本事業の委託費による支出については、使用目的、支払先、金額の根拠や支払時期等を確認できる領収書等の証明書類を、収支決算書とともに5年間保管すること。